



小樽の交通安全情報No. 38

令和6年3月4日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

あおり運転（妨害運転）とは？

所定の「3つの条件」を満たすと、極めて危険性の高い運転行為として、あおり運転（妨害運転）に認定されます。

【条件1】ドライバーの運転行為が以下の違反行為のいずれかに該当すること

- ①右側通行など（通行区分違反）
- ②不必要な急ブレーキ（急ブレーキ禁止違反）
- ③前車への異常接近（車間距離不保持）
- ④危険な進路変更（進路変更禁止違反）
- ⑤左側からの追越しなど（追越し違反）
- ⑥夜間、前照灯（ヘッドライト）を上向き（ハイビーム）にした状態で、他車と行き違ったり、他車の直後を進行する（減光等義務違反）
- ⑦クラクションの乱用（警音器使用制限違反）
- ⑧幅寄せなど（安全運転義務違反）
- ⑨高速自動車国道で最低速度に達していない速度で走行する（最低速度違反）
- ⑩高速自動車国道等（高速自動車国道・自動車専用道路）で停車や駐車をする（駐停車禁止場所等違反）

【条件2】執拗に繰り返すなど、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により違反行為を行ったこと

【条件3】他の車両等の通行を妨害する目的で違反行為を行ったこと